

イメージデータで提出可能な添付書類 (申請・届出等(相続税・贈与税関係))

イメージデータ (PDF形式) による提出が可能な手続及び主な添付書類は、次のとおりです。
なお、この一覧は、平成29年3月31日現在の法令に基づくものです。

○ 添付書類をイメージデータで提出する場合の注意事項

1 「更正の請求書(付表)」など、電子データ(XML形式)により提出が可能な添付書類については、イメージデータで提出することができません。

なお、電子データにより提出が可能な添付書類は、「[利用可能手続\(申請・届出等\)相続税・贈与税関係](#)」でご確認ください。

2 法令の規定により原本の提出が必要とされている第三者作成の添付書類について、税務署がその内容を確認する必要があるときは、申請・届出等を提出した日から5年間これらの書類の提出又は提示を求めることがあります。

手続の名称	添付書類の名称	税務署が内容の確認のため、原本の提出等を求めることができる書類の有無
相続税の更正の請求 (国税通則法第23条) (相続税法第32条)	更正の請求の理由となった事実を証明する書類 など	有 (注)
贈与税の更正の請求 (国税通則法第23条) (相続税法第32条)	更正の請求の理由となった事実を証明する書類 など	有 (注)

(注) 法令の規定により原本の提出が必要とされている第三者作成の添付書類のみが対象となります。